

官報号外

昭和二十六年十一月二十二日

○第十二回国会衆議院会議録

昭和二十六年十一月二十二日(木曜日)
議事日程 第十七号午後一時開議
第一 昭和二十六年度における給與の改訂に伴う國家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

第二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

第三 旧外貨債処理法による借換手当等に関する法律案(内閣提出)

第四 未復員者給與法等の一部を改正する法律案(参議院提出)

第五 租税特別措置法の一部を改正する法律案(第十四回国会内閣提出、参議院送付)

第六 水産資源保護法案(石原圓吉君外十四名提出)

第七 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第九 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 博物館法案(若林義孝君外九名提出)	第一 博物館法案(若林義孝君外九名提出)
漁港審議会委員任命につき事後同意の件	● 本日の会議に付した事件
綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	● 本日の会議に付した事件
日程第一 昭和二十六年度における給與の改定に関する法律案(内閣提出)	日程第六 水産資源保護法案(石原圓吉君外十四名提出)
日程第二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)	日程第七 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 旧外貨債処理法による借換手当等に関する法律案(内閣提出)	日程第八 公職に関する就職禁止、退職等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
日程第四 未復員者給與法等の一部を改正する法律案(参議院提出)	日程第九 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第五 租税特別措置法の一部を改正する法律案(第十四回国会内閣提出)	日程第十 博物館法案(若林義孝君外九名提出)
日程第六 水産資源保護法案(石原圓吉君外十四名提出)	日程第十一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案(内閣提出)
日程第七 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第十二 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第八 公職に関する就職禁止、退職等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)	日程第十三 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第九 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(第十四回国会内閣提出)	日程第十四 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第十 博物館法案(若林義孝君外九名提出)	日程第十五 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第十一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案(内閣提出)	日程第十六 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第十二 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第十七 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第十三 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第十八 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第十四 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第十九 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第十五 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第二十 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第十六 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第二十一 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第十七 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第二十二 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第十八 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第二十三 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第十九 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第二十四 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第二十 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第二十五 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第二十一 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第二十六 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第二十二 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第二十七 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第二十三 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第二十八 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第二十四 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第二十九 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第二十五 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第三十 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第二十六 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第三十一 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第二十七 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第三十二 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第二十八 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第三十三 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第二十九 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第三十四 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第三十 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第三十五 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第三十一 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第三十六 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第三十二 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第三十七 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第三十三 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第三十八 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第三十四 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第三十九 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第三十五 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第三十六 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十一 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第三十七 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十二 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第三十八 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第三十九 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第三十九 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第四十 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十一 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第四十一 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十二 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第四十二 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十三 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第四十三 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十四 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第四十四 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十五 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第四十五 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十六 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第四十六 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十七 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第四十七 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十八 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第四十八 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第四十九 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)
日程第四十九 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)	日程第五十 綱紀肅正に関する決議案(栗山長次郎君外十一名提出)

○副議長(岩本信行君) お詫びいたしを開きます。

〔栗山長次郎君登壇〕

ます。内閣から、漁港審議会委員に岩田留吉君及び伊藤佐十郎君を任命したので本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

最初に案文の朗読をいたします。

綱紀肅正に関する決議案

するともに速やかに綱紀肅正の実を挙げべきである。

右決議する。

〔栗山長次郎君登壇〕

共同提案にかかる綱紀肅正に関する決議案の趣旨弁明をさせていただきま

す。

政府は、近時続出する公務員の汚職事件に関し、その責任を明らかにするとともに速やかに綱紀肅正の実を挙ぐべきである。

右決議する。

〔栗山長次郎君登壇〕

綱紀肅正に関する決議案

市町村役場、都道府県庁、郵政関係、税務官庁の順になつております。しかも、約七万の汚職件数は氷山の頭にも比すべきものであつて、外部に現われない腐敗行為が想像以上のものであるといたしますならば、本院はきびしい警戒をもつてその決議案を探査すべきありますし、また官公吏の違反、横領、收賄等が一般社会悪の部分的現わであることに思いをいたしますとき、本院は肅然として、かたい決意のうちに、この決議されんとする趣旨を断固貫かねばならぬと存ずるものであります。かりに、現われた汚職件数の漸増は、必ずしも汚職行為そのものの漸増を意味するものではなく、検察陣の機能回復による摘発の増加とか、社会的良心のよみがえりによる社会悪に対する指摘に基くとか、汚れが汚れと取扱われるようになつた結果、すなわち内面的健全化の一表徴であるといふべきである。しかし、官吏にして取扱われるようになつた結果、すながつまみ食いをしたと同じようなふ者あり）共産党をどうするか、それからきめましよう。

やみ成金と政治家との結託、金銭の授受、その事実の有無は、しばらく別にいたしましても、そういうことが新聞にたび／＼報道されます点から、官界の雰囲気は臭いものを臭く感じない、悪事不感症になつておりますがゆえに、官吏が各種の外郭団体をつくつて役所の現役を取組み、先輩風を吹かせながら法をまげさせおる不都合が、年寄りのさる知恵になつて現われております。なるほど、よいサービスは公僕精神の真の発揮であります。戦争は、練達の士を思つて、未熟練なものと置きかえることを余儀なくいたしました。官庁によつては、二十歳程度の見習い員が、金銭出納の大手な判こを自由に

使つておる。何千万円、何億円の課税額を査定すべき税務官吏の中には、若くして、まつたく世間知らずの者が多々あります。さて、これを指揮監督すれば、たとえば、鉱工品公團の早船事件のこときものである。二十五歳の一職員早船某は八千万円の公金をつかみ出し、責任あるその公團の総裁が何と言つておるかといえば、これを一億円のつまみ食いといつておる。そうして、事もなげに、あたかも勝手の女中さんがあつまみ食いをしたと同じようになります。官吏は、その存在が本質的にじみであります。官吏は、その存在が本質的にじみであります。官吏は、身分保障の裏づけがあるのではありません。これは他のいかなる職場にもないといつてよいほどのことあります。われ／＼議員のごとき特別職は、当然のこととはいながら、選舉に際して国民の峻烈なる批判を受けるのであります。官吏は、何人によつて、いかなる場合批判を受くべきであるか、こういう点に思いをいたさなければならぬと存するのであります。身分の保障は、實に官吏的一大特典であり、その特典が與えられておりますゆえんは、官吏が政府機能の遂行者であるからであります。その官吏がもし腐敗するならば、国民的混乱の起ることは必要でありますから、官吏諸君は自歎自戒しておられることと存するのであります。

以上は、本決議案の上程に拍車をかけた事態のはんの一部であります。以下ここにあわせて要望事項を掲げ、おられるごとに存するのであります。政府の注意を促したく存するのであります。第一は、官僚統制による官吏の増長と堕落、一般のやみと違法精神の低下、こうした惡の根源を除去するたたまです。臨時の官庁ができては廃止されるたびごとに、行きがけの駄賄といふのがものをいい、私利をあさるやかに、店じまいといふか、汚職をなした官吏が続出しておる。公團の末路が如実にこれを物語つておるではありませんか。

第七は、制度の改廃は国民生活や慣習を十分参照して漸進的にこれをなすべきであるということであります。第二は、税金にとられるか飲んでしむかうかという二者択一の動機ともなつてゐるかのごとき税制を改めることであります。正直な努力が正直者を幸いする税制こそ抜本的措置の一つであります。かつては恩給亡國が政治的重大課題でありました。今は汚職亡國、宴会亡國が政治の最大課題となりつつあります。私どもは、よく更道を立てるため、しかるべき恩給制度を選ぶ方がむしろ賢明であると存するのであります。

第四は、官庁人事を嚴格にせよといふことであります。公正有効な採用試験の上に適切な訓練を施し、しかも知識のみに偏せず、人物の考查を終始貫かなければならぬと存するものであります。第五は、行政监察の徹底化であつて、本院における行政监察委員会の活動にかかるべきことが明らかにされておりまます。当面の第一着手として、検察陣の機能を高揚して峻烈なる摘発をもつてかかがみましても、このことの重要視すべきことが明らかにされておりまます。当面の第一着手として、検察陣の指導者が示す指導者の良心の低下、政界の指導者が不祥事に関連すること、上役が臭いものにはふたをし合ふがごときことなど、まずこうした指導者層からのきびしい自己批判が起らなければなりません。社会の中核、国家の中核にある者の道義が確固として立つとき、それが国民大衆の防腐剤となるのである。中産階級、知識階級の

九、〇〇〇	一〇、六五〇	一五、一〇〇	一九、〇〇〇
九、三〇〇	一一、〇〇〇	一五、七〇〇	一九、六〇〇
九、六〇〇	一一、四〇〇	一六、一〇〇	一九、四〇〇
九、九〇〇	一一、八〇〇	一六、七〇〇	一一、一〇〇
一〇、一〇〇	一一、一〇〇	一七、一〇〇	一一、〇〇〇
一〇、五〇〇	一一、六〇〇	一七、七〇〇	一一、八〇〇
一〇、八〇〇	一一、〇〇〇	一八、三〇〇	一三、六〇〇
一一、一〇〇	一一、五〇〇	一八、九〇〇	二四、四〇〇
一一、四〇〇	一四、〇〇〇	一九、五〇〇	二五、一〇〇
一一、七〇〇	一四、五〇〇	二〇、一〇〇	二六、一〇〇
一一、一〇〇	一五、〇〇〇	二〇、八〇〇	二七、一〇〇
一二、五〇〇	一五、五〇〇	二一、五〇〇	二八、一〇〇
一二、九〇〇	一六、〇〇〇	二二、一〇〇	二九、一〇〇
一三、三〇〇	一六、六〇〇	二三、九〇〇	三〇、三〇〇
一三、七〇〇	一七、二〇〇	二三、六〇〇	三一、四〇〇
一四、一〇〇	一七、八〇〇	二四、三〇〇	三一、五〇〇
一四、七〇〇	一八、四〇〇	二五、〇〇〇	三三、六〇〇

備考

第一條第一項第一号若しくは第二條の規定による年金額の改定基準となる昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第一項第二号の規定による年金額の改定の基準となる同号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給(以下「仮定俸給等」という。)が三、八五〇円未満のときは、その仮定俸給等の一・一九倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)をこの表の仮定俸給とし、仮定俸給等が二五、〇〇〇円をこえるときは、その仮定俸給等の一・三四倍に相当する金額(円未満の端数は、切り捨てる。)をこの表の仮定俸給とする。

第二條第一項第二号の規定による年金額の改定の基準となる同号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給が三、八五〇円以上二五、〇〇〇円未満のときにその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

昭和二十六年度における給與の改訂に伴う國家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔最終号の附録に掲載〕

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律

〔最終号の附録に掲載〕

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)以下本則及び別表中「特別措置法」の規定により改定された退職年金、疾病年金及び遺族年金に相当する年金について、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、それぞれ旧陸軍共済組合、同法第

一條に規定する共済協会又は同法第二條に規定する外地關係共済組合が支給した年金の算定の例(その算定の際俸給月額に乘すべき月

1 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)以下本則及び別表中「特別措置法」の規定により改定された退職年金、疾病年金及び遺族年金に相当する年金について、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、

2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「前條の規定」を「前條又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措

3 特別措置法第六條第一項第一号の規定により改定された公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定された公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定された公務に起

準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

数については、同法第六條第三項の規定により改定された月数によるものとする。)により算定した額に改定する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一

部を次のように改正する。

第七條第一項中「前條の規定」を

「前條又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措

置法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第二号)の規定」に改める。

別表

年金額の改定のための仮定俸給表

特別措置法別表の 仮定俸給	仮定俸給
三、八五〇円	四、六〇〇円
四、一五〇	四、九〇〇
四、四五〇	五、二〇〇
四、七五〇	五、五〇〇
五、〇五〇	五、九〇〇
五、三五〇	六、三〇〇
五、七〇〇	六、七〇〇
六、一〇〇	七、一〇〇
六、五〇〇	七、五五〇
六、九〇〇	八、〇五〇
七、三〇〇	八、六〇〇

特別措置法別表の
仮定俸給

特別措置法別表の 仮定俸給	仮定俸給
七、五〇〇円	八、七〇〇
八、一〇〇	九、三〇〇
九、九〇〇	一〇、三〇〇
一〇、五〇〇	一一、〇〇〇
一一、一〇〇	一二、〇〇〇
一二、五〇〇	一三、五〇〇
一三、三〇〇	一六、六〇〇
一四、二〇〇	一七、八〇〇

第号の規定」に改める。

第七條第一項中「前條の規定」を

「前條又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措

第七條第一項中「前條の規定」を

「前條又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措

き金額の全部又は一部を納付することができる。

3 前項の規定による納付に充てる邦貨債の収納価額は、その発行価額（その邦貨債について利札が附されている場合において、当該利札（第一項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支拂期日の到来したもの（当該利札が台灣電力株式会社又は東洋拓殖株式会社の發行した社債の利札であるときは、それぞれ昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日までに支拂期日の到来したものに限る。）を除く。）のうち欠けたものがあるときは、これに相当する金額を控除した金額による。

4 第二項の規定による納付に充てるものの収納の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第四條第二項の規定により有効定する外貨債の利札（第一項に規定する外貨債の利札に限る。）について同項に規定する支拂を受けた者（その者の包括承継人を含む。）は、大蔵大臣の指定する日までに、その支拂を受けた金額からその百分の三十に相当する金額を控除しなければならない。

6 第一項又は前項の規定により納付しなければならない者が閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一項に規定する閉鎖機関である場合において、その者が同令

により第一項又は前項の規定により納付金額の一部を納付することができるときは、その者が第一項又は前項の規定により納付すべき金額は、これらの規定にかかわらず、これらの項の規定による納付金額からその納付することができない金額を控除した金額として、この場合においては、その納付すべき金額を分割して納付することができるるものとする。

7 第一項及び第五項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「當該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

一 当該邦貨債について償還を受けた元金及び支拂を受けた利子（その支拂の際課せられた所得税の額を含まないものとする。）

二 当該邦貨債について償還を受けた元金及び支拂を受けた利子（その支拂の際課せられた所得税の額を含まないものとする。）

三 当該外貨債の証券に附屬する利札について旧外國為替管理法に基づく命令により支拂を受けた利子（その支拂の際課せられた所得税の額を含まないものとする。）

4 前項の場合において、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者に代り同項の規定による譲渡又は同項第二号、第三号及び第四号に掲げるもののとみなす。

5 前項の場合において、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者に代り、同項の規定による同項第三号及び第四号に掲げるものの金額に相当する邦貨債を取得したときは、当該納付金額に相当する金額について、当該譲渡に係る邦貨債若しくはその利札（前項において準用する前條第一項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支拂期日の到来しているものに限る。）の第六條第三項に規定する収納価額、当該譲渡に係る邦貨債の利子債権の債権金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額又は

（国債整理基金特別会計への繰入等）

第六條 第二項 政府は、第六條第一項（前條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）の規定による納付が同條第二項（前條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）の規定により國債でされたときは、当該國債を國債整理基金特別会計の所屬に移さなければならない。

2 政府は、第六條第一項若しくは

第十一條に基く命令の規定の適用により第一項又は前項の規定による納付金額の一部を納付することができるときは、その者が第一項又は前項の規定により納付すべき金額は、以下本條において同じ。）の全部又は下本條において同じ。）の全部又は一部を管理していない場合における当該邦貨債及びその利札（当該邦貨債について利札が附されていないときは、当該邦貨債に係る利子債権）を、当該邦貨債を取得した者に代り、政府に無償で譲渡し、且つ、当該邦貨債を取得した者に代り、政府に納付しなければならない。

7 第一條及び第五項においては、同項第一号及び第二号に掲げるものに限る。以下本條において、

前條第一項中「第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債（閉鎖機関株式会社横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行が旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第百七十九号）第四條第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二條第一項の規定により借り換えたものを除く。）」とあるのは、「第七條第一項に規定する外貨債」と読み替えるものとする。

2 当該邦貨債について償還を受けた元金及び支拂を受けた利子（その支拂の際課せられた所得税の額を含まないものとする。）

3 当該外貨債の証券に附屬する利札について旧外國為替管理法に基づく命令により支拂を受けた利子（その支拂の際課せられた所得税の額を含まないものとする。）

4 前項の場合において、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者に代り同項の規定による譲渡又は同項第一号、第二号及び第四号に掲げるもののとみなす。

5 前項の場合において、第一項に規定する銀行が、同項に規定する邦貨債を取得した者に代り、同項の規定による同項第三号及び第四号に掲げるものの金額に相当する邦貨債を取得したときは、当該納付金額に相当する金額について、当該譲渡に係る邦貨債若しくはその利札（前項において準用する前條第一項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支拂期日の到来しているものに限る。）の第六條第三項に規定する収納価額、当該譲渡に係る邦貨債の利子債権の債権金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額又は

（国債整理基金特別会計への繰入等）

第六條 第二項 政府は、第六條第一項（前條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）の規定による納付が同條第二項（前條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）の規定により國債でされたときは、当該國債を國債整理基金特別会計の所屬に移さなければならない。

2 政府は、第六條第一項若しくは

第五項（前條第五項において準用する場合を含む。若しくは前條第一項の規定による納付が現金でされたとき、第六條第一項の規定による納付が同條第二項の規定により國債の利札（当該國債について利札が附されていないときは、当該國債に係る利子債権）が譲渡されたとき、又は前條第一項の規定により國債の利札（当該國債について利札が附されていないときは、当該國債に係る利子債権）が譲渡されたときは、当該現金、当該利札の第六條第三項に規定する収納価額及び当該利子債権の債権金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額に相当する金額を、一般会計から國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第九條 第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債を目的とした債権で、旧法第二條第四項の規定により当該外貨債に代えて発行された邦貨債又は同條第三項の規定により支拂われる金銭の上に存せしめられているものは、当該外貨債に係る第三條第二項の告示があつた日ににおいて消滅し、当該債権の権利者が当該外貨債の証券を占有しているときは、当該外貨債の上に存する。

（特別経理会社等の経理の特例）

第十條 企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）第二十四條に規定する特別経理株式会社で同條又は同法第二十五條に規定する仮勘定を設けているものは、第六條第一項又は第五項の規定により当該会社が政府に納付すべき金額については、これを当該調整勘定において経理し、第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債でその借換の際當該金融機関が有していたものについては、当該金融機関が金融機関経理法（昭和二十一年法律第六号）第一條第一項に規定する指定時ににおいて有していた旧勘定に属する資産として、これを当該調整勘定において経理しなければならない。

（他の法令との関係）

第十一條 第七條第一項の規定により政府に譲渡された邦貨債及びその利札（当該邦貨債について利札が附されていないときは、利子債権）並びに同項の規定により政
府に納付されたものと、当該外貨債の評価額が確定した場合（当該一般会計からの繰入があつたものとみなす。）においては、当該会社が第六條第一項又は第五項の規定により國債を受けた場合には、直ちに当該國債を、第二項又は第三項の規定による繰入を受けた場合には、直ちにその繰入を受けた金額に相当する額の一般会計の負担に属する國債を、それぞれ償却しなければならない。

（質権の保護）

第九條 第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債を目的とした債権で、旧法第二條第四項の規定により当該外貨債に代えて発行された邦貨債又は同條第三項の規定により支拂われる金銭の上に存せしめられているものは、当該外貨債に係る第三條第二項の告示があつた日ににおいて消滅し、当該債権の権利者が当該外貨債の証券を占有しているときは、当該外貨債の上に存する。

（報告義務）

第十二條 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、旧法第二條第一項に規定する外貨債の発行者、邦貨債の元利子拂事務の委託を受けている者及び第七條第一項に規定する銀行から報告を徴することができる。

（附 則）

この法律中第一條から第五條まで、第九條及び第十二條の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

〔最終号の附録に掲載〕

未復員者給與法等の一部を改正する法律案

三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債での借換の際當該会社が有していたものについては、その価額を零として評価するものとし、当該外貨債の評価額が確定した場合（当該一般会計からの繰入があつたものとみなす。）においては、当該会社が第六條第一項又は第五項の規定により國債を受けた場合には、直ちに当該國債を、第二項又は第三項の規定による繰入を受けた場合には、直ちにその繰入を受けた金額に相当する額の一般会計の負担に属する國債を、それぞれ償却しなければならない。

（他の法令との関係）

第十一條 第七條第一項の規定により政府に譲渡された邦貨債及びその利札（当該邦貨債について利札が附されていないときは、利子債権）並びに同項の規定により政
府に納付されたものと、当該外貨債の評価額が確定した場合（当該一般会計からの繰入があつたものとみなす。）においては、当該会社が第六條第一項又は第五項の規定により國債を受けた場合には、直ちに当該國債を、第二項又は第三項の規定による繰入を受けた場合には、直ちにその繰入を受けた金額に相当する額の一般会計の負担に属する國債を、それぞれ償却しなければならない。

（第一項及び第二項）に改め、同條第八條の二第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同條二項に次に次の二項を加える。

厚生大臣は前項の規定による期間を経過する日において、なお引き続き療養を要するものと認めた場合においては、その期間の経過後においても更に三年間その者に対し、必要な療養を行なうことができる。

第八條の十の次に次の三條を加える。

第八條の十一 厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に關して必要があると認めるときは、旧法第二條第一項に規定する外貨債の発行者、邦貨債の元利子拂事務の委託を受けている者及び第七條第一項に規定する銀行から報告を徴することができる。

第八條の十二 厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に關して必要があると認めるときは、その職員に、療養等の支給に關係のある病院又は診療所に立ち入りさせ、診療録その他の帳簿書類を検査させ、又は療養等の支給を受けようとする者その他の関係人に對し、質問させることができ。

第八條の十三 左の各号の一に該査し、又は質問する職員は、その身分を示す証票を携帶し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八條の十三 左の各号の一に該査し、又は質問する職員は、その身分を示す証票を携帶し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第八條の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 前條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年十一月二日
參議院議長 佐藤 尚武

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「設ける。」を「設け、並びに資産再評価法の特例を設ける。」に改める。

第十一條の次に次の四條を加える。

第十二條 資産再評価法第三條に規定する基準日（以下基準日といふ。）において個人の有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする賃借権若しくは使用貸借による法律案の一部を次のように修正する。

第一條中第八條の二の改正規定に関する部分の前に次のように加える。

第八條第一項中「二千二百円」を「二千三百円」に改める。

附則第一項中「施行し。」の下に「遺骨引取に要する経費に関する部分の規定は、昭和二十六年十一月一日以後に支給事由の生じたものについて、」を加え、附則第二項中「昭和二十六年三月三十一日以前に支給事由の生じた障害一時金」を「昭和二十六年三月三十一日以前に支給事由の生じた障害一時金」に改める。

前項に規定する資産について資産再評価法第八條第二項の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、同法の規定にかかわらず、前項に規定する個人が漁業法施行法第九條の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第一項に規定する資産について資産再評価法第十三條の二第一項の規定により再評価を行つた法人が、漁業法施行法第十六條に規定する漁業権証券をもつて同法第九條の規定による補償金の交付を受けた場合においては、当該漁業権証券に附すべき帳簿額は、当該

資産の再評価額に当該漁業権証券の額面金額のその交付を受けた漁業権証券の額面金額の合計額に対する割合を乗じて算出した金額による。

前項の場合において、法人が当該資産について再評価日以後減価償却を行つたとき、又は当該補償金として漁業権証券と金銭との交付を受けたときにおいては、同項の帳簿額の基礎となるべき金額は、同項の規定にかかわらず、當

同法第十三條の二第一項の規定による再評価を行うことができるものとする。

前項に規定する資産について法人が資産再評価法第十三條の二第一項の規定により行う再評価の再評価額の限度額は、同法の規定にかかるらず、当該法人が漁業法施行法第九條の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第一項に規定する資産のうち基準日に帳簿額がないもの（資産再評価法第七條各号に掲げる資産を除く。）について法人が同法第十三條の二第一項の規定により行った再評価の再評価差額は、同法第四十條第一項の規定にかかるらず、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

第一項に規定する資産について資産再評価法第十三條の二第一項の規定により再評価を行つた法人が、漁業法施行法第十六條に規定する漁業権証券をもつて同法第九條の規定による補償金の交付を受けた場合においては、当該漁業

資産の再評価額に当該漁業権証券の額面金額のその交付を受けた漁業権証券の額面金額の合計額に対する割合を乗じて算出した金額による。

別表第一 金額の欄中

甲	甲
一九,〇〇〇円	三八,〇〇円
一七,〇〇〇円	三四,〇〇〇円
一五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円
一三,五〇〇円	二七,〇〇〇円
一一,〇〇〇円	二四,〇〇〇円
一〇,五〇〇円	二一,〇〇〇円
九,〇〇〇円	一八,〇〇〇円
七,五〇〇円	一五,〇〇〇円
六,〇〇〇円	一二,〇〇〇円
四,八〇〇円	九,六〇〇円
三,六〇〇円	七,二〇〇円
二,四〇〇円	四,八〇〇円
一,六〇〇円	三,二〇〇円
八,〇〇円	一,六〇〇円

を
に改める。

第二條 未復員者給與法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号）の一部を次のように改める。

1 受ける者については、その療養を受けることのできる期間」に改めることに改める。

附則第二條第二項中「第八條の二第二項及び第三項並びに」を「第八條の二第二項から第四項まで及び」に改める。
附則第四條中「三年」を「三年（第
二條第二項において准用する第八
條の二第二項の規定により療養を

適用する。
2 昭和二十六年三月三十一日以前に支給事由の生じた障害一時金

〔最終号の附録に掲載〕
法律案（參議院提出）に関する報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案

下「定数」という。)を定めることができる。

2 農林大臣は、前項の定数を定める場合には、水産資源の現状及び現に当該漁業を営む者の数その他自然的及び社会的條件を総合的に勘案しなければならない。

3 農林大臣は、定数を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならぬ。

(定数超過による許可の取消及び変更)

第十條 前條の規定により定数が定められた時に当該漁業の種類及び水域につき現に漁業の許可(漁業に関する起業の認可を含む。以下同じ。)を受けている漁船の隻数をこえているときは、農林大臣は、左に掲げる事項を勘案して省令で定める基準に従い、そのことの許可の取消の期日又は変更すべき當該漁業の操業区域及び変更の期日を指定しなければならない。

二 当該漁業に從事する漁船の航海度数、主たる操業の場所、操業日数、網入数、漁獲数量その他の操業状況

三 賃金その他の給與等の労働條件

四 各漁業者の経済が当該漁業に依存する程度

2 農林大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならぬ。

5 第三項の規定により告示された補償金額に不服がある者は、告示の日から九十日以内に、訴をも

3 第一項の規定による指定をする場合において必要があると認めるときは、農林大臣は、当該漁業の種類及び水域につき漁業の許可を受けている漁船であつて同項の指定を受けなかつたものにつき、変更すべき當該漁船の操業区域及び変更の期日を指定することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定は、告示をもつてする。

5 前項の告示をしたときは、当該漁業に係る許可是、その有効期間にかかるわらず、その指定された期日に取り消され、又は操業区域の変更があつたものとする。

6 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次條の規定により補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

(損失補償)

第七條 農林大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第五十二条の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に、当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度(以下「漁獲限度」という。)を定め、関係業者又はその団体に対し、この限度をいふべき損失とする。

2 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

3 前項の補償金額は、農林大臣が中央漁業調整審議会の意見をきいて定め、これを告示する。

4 補償金交付の方法は、政令で定め。

5 第三項の規定により告示された補償金額に不服がある者は、告示の日から九十日以内に、訴をも

つて、その増額を請求することができる。

6 前項の訴においては、國を被告とする。

(漁業從事者に対する措置)

第十條 第五項の規定によつて、中央漁業調整審議会の意見を受けて当該漁船の操業区域及び変更の期日を指定することができない。

7 第一項又は前項の規定による指定期間は、告示をもつてする。

8 第一項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

て農林大臣が指定する区域をいう。

(保護水面の指定)

第十條 保護水面は、農林大臣が、都道府県知事の申請に基いて、且つ、中央漁業調整審議会の意見を

つて、指定する。

2 都道府県知事は、前項の指定の申請をしようとするときは、当該業をしている者に対し、交付を受けた補償金のうち省令で定める金額を支給しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の指定の申請をしようとするときは、当該保護水面の区域及び前項の管理計画によるそのの申請をすること及び前項の管理計画について、指定を申請する。

4 第一項又は前項の規定による保護水面の管理計画を添えなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の指定の申請をしようとするときは、指定の申請をすること及び前項の管理計画について、指定を申請する。

6 第一項又は第四項の規定による保護水面の指定は、保護水面の区域及び第十六條の規定によるそのの管理計画について、指定を申請する。

(保護水面の管理者)

第十六條 保護水面の管理は、当該保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事が行う。但し、当該

保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事が行う。但し、当該

保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事が行う。但し、当該

保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事が行う。但し、当該

保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事が行う。但し、当該

面の管理計画を定めなければならない。

6 農林大臣は、第四項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をすること及び前項の管理計画について、指定をしようとする保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

7 第三項の規定は、都道府県知事が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

8 第一項又は第四項の規定による保護水面の指定は、保護水面の区域及び第十六條の規定によるそのの管理計画について、指定を申請する。

9 第一項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

10 第一項又は前項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

11 第一項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

12 第一項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

13 第一項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

14 第一項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

15 第一項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

16 第一項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

17 第一項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

18 第一項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

19 第一項の規定によつて必要となる保護水面の区域及びその指定が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

は漁船及びその制限又は禁止の内容
都道府県知事は、農林大臣の認可を受けて、その管理する保護水面の管理計画を変更することができる、この場合には、第十五條第三項の規定を準用する。

3 農林大臣は、特に必要があると認めるとときは、都道府県知事に対し、その管理する保護水面の管理計画を変更し、べきことを命ずることができる。この場合には、第十五條第六項及び第七項の規定を準用する。

(工事の制限)
第十九條 保護水面の区域内において、埋立若しくはしんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事又は農林大臣は、前項の許可を受けないでされた工事が当該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事の施行者に対して、当該工事を変更し、又は当該水面を原状に回復すべきことを命ずることがある。

(費用の負担)
第十九條 都道府県知事が管理計画に基いて行う保護水面の管理に要する経費は、國の負担とする。

第三節 さく河魚類の保護
(国営の人工ふ化放流)
第二十條 農林大臣は、さく河魚類を培養する。

2 前項の規定によりて人工ふ化放流を実施する計画を定めなければならない。
3 農林大臣は、毎年度、前項の人工ふ化放流の実施に関する計画を定めなければならない。

4 農林大臣は、第二項の人工ふ化放流の計画を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならぬ。

5 農林大臣は、省令の定めるところにより、第一項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。
(受益者の費用負担)
第二十一條 農林大臣は、さく河魚類のうちさけ又はますを目的とする漁業を営む者が、前條第一項の規定により実施する人工ふ化放流により著しく利益を受けるときは、その者にその実施に要する費用の一部を負担させることができることによつても、これをすることができる。

3 前項の規定による命令を受けた者は、省令の定めるところにより、当該命ぜられた事項について農林大臣の承認を受けなければならぬ。

4 第二十四條 農林大臣は、工作物がさく河魚類の通路を害すると認めることは、その所有者又は占有者に対する工事を命ずることができる。

5 前項の規定により除害工事を命ずるときは、次項の規定による補償金の額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内ではなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定による管理を怠つて、その人工ふ化放流を実施するときは、その者に対する工作物について権利を有する者に對し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二條第二項の規定による命令に違反した者に對し、第一項の規定により除害工事を命じた場合は、その者に対するは、補償しない。

4 第一項の規定による除害工事の命令が利害関係人の申請によつてされたときは、農林大臣の定めるところにより、当該申請者が、前項本文の規定による補償をしなければならない。

5 前二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつて、その増減を請求することができる。

6 前項の訴においては、國を被告とする。但し、第四項の場合においては、申請者は工作物について権利を有する者を被告とする。

7 第一項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において、当該工作物の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、当該先取特権者、質権者又は抵当権者から供託しなくともよい旨の申出がある場合を除き、農林大臣は、第三項又は第四項の補償金を供託しなければならない。

8 前項の先取特権者、質権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に對してその権利を行つことができない。

(内水面におけるさけの採捕禁止)
第二十五條 漁業法第八百二十七條に規定する内水面においては、さく河魚類のうちさけを採捕してはならない。但し、漁業の免許を受けた者又は漁業法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基づく省令若しくは規則の規定により、農林大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基いて採捕する場合は、この限りでない。

(公共の用に供しない水面)
第二十六條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三條の水面に通するものには、政令で、第二十二條から前條までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。

第四節 水産動植物の種苗の確保
(届出の義務)
第二十七條 省令で定める水産動植物の種苗を、業として、販売の目的をもつて採捕し、又は生産しようととする者は、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならない。その業を廃止したときも、同様とする。

(生産及び配付の指示)
第二十八條 農林大臣は、前條に規定する水産動植物の種苗を確保するためには、省令の定めるところにより、同條に規定する者に対し、当該水産動植物の種苗の生産又は配付につき必要な指示をすることができる。

昭和二十六年十一月二十二日 楽議院議録第十八号 水産資源保護法案

第三章 水産資源の調査

(水産資源の調査)

第二十九條 農林大臣は、この法律の目的を達成するために、水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業について、漁獲量、操業の状況及び海況等に關し、科学的調査を実施しなければならない。

農林大臣は、省令の定めるところにより、前項の事務の一部を都道府県知事に委任することができない。

(報告の徵收)

第三十條 農林大臣又は都道府県知事は、前條の調査を行うために必要なと認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができない。

第四章 補助

第三十一條 国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内において、左の各号に掲げる者に対する費用の一部を補助することができる。

一 カ、河魚類の通路となつている水面に設置した工作物の所有者は又は占有者(第二十四条第一項の規定による除害工事の命令を受けた者を除く。)が、当該水面において、第二十三條第二項に規定する施設を設置し、又は改修するのに要する費用

二 国以外の者がさく河魚類のうちさけ又はますの人工ふ化放流事業を行うのに要する費用

第五章 雜則

(水産資源保護指導官及び水産資源保護指導吏員)

第三十二条 農林大臣又は都道府県知事は、予算の範囲内で、所部の職員の中から水産資源保護指導官又は水産資源保護指導吏員を任命し、水産資源の保護培養に関する事項の指導及び普及その他のこの法律及びこの法律に基く命令の執行に関する事務をつかさどらせる。

(水産資源の保護培養に関する協力)

第三十三条 都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、漁業協同組合その他の者に対し、水産資源の保護培養に関し協力を求めることができる。

(水産資源保護部会)

第三十四条 中央漁業調整審議会に、水産資源の保護培養に関する重要事項を分掌させるために水産資源保護部会を置く。

(訴願)

第三十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつてした行政の処分に不服がある者は、農林大臣に訴願することができる。

第六章 罰則

第三十六条 第五條から第七條までの規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第二十三條第三項の規定に違反した者

二 第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 漁業法の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「水産資源枯渇防止法(昭和二十五年法律第二百七十一号)第二條第一項」を「水産資源保護法(昭和第二年法律第一号)第九條第一項」に改める。

第六十五条第一項中「水産動植物の繁殖保護」及び第五号から第七号までを削り、同條第四項中「漁具及び同項第七号の水産植物」を「及び漁具」に改める。

第三章 水産資源の調査
 第五章 雜則

(水産資源保護指導官及び水産資源保護指導吏員)

第三十二条 農林大臣又は都道府県知事は、予算の範囲内で、所部の職員の中から水産資源保護指導官又は水産資源保護指導吏員を任命し、水産資源の保護培養に関する事務をつかさどらせる。

(水産資源の保護培養に関する協力)

第三十三条 都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、漁業協同組合その他の者に対し、水産資源の保護培養に関し協力を求めることができる。

(水産資源保護部会)

第三十四条 中央漁業調整審議会に、水産資源の保護培養に関する重要事項を分掌させるために水産資源保護部会を置く。

(訴願)

第三十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつてした行政の処分に不服がある者は、農林大臣に訴願することができる。

第六章 罰則

第三十六条 第五條から第七條までの規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第二十三條第三項の規定に違反した者

二 第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 漁業法の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「水産資源枯済防止法(昭和二十五年法律第二百七十一号)第二條第一項」を「水産資源保護法(昭和第二年法律第一号)第九條第一項」に改める。

第六十五条第一項中「水産動植物の繁殖保護」及び第五号から第七号までを削り、同條第四項中「漁具及び同項第七号の水産植物」を「及び漁具」に改める。

第三章 水産資源の調査
 第五章 雜則

(水産資源保護指導官及び水産資源保護指導吏員)

第三十二条 農林大臣又は都道府県知事は、予算の範囲内で、所部の職員の中から水産資源保護指導官又は水産資源保護指導吏員を任命し、水産資源の保護培養に関する事務をつかさどらせる。

(水産資源の保護培養に関する協力)

第三十三条 都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、漁業協同組合その他の者に対し、水産資源の保護培養に関し協力を求めることができる。

(水産資源保護部会)

第三十四条 中央漁業調整審議会に、水産資源の保護培養に関する重要事項を分掌させるために水産資源保護部会を置く。

(訴願)

第三十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつてした行政の処分に不服がある者は、農林大臣に訴願することができる。

第六章 罰則

第三十六条 第五條から第七條までの規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第二十三條第三項の規定に違反した者

二 第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 漁業法の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「水産資源枯済防止法(昭和二十五年法律第二百七十一号)第二條第一項」を「水産資源保護法(昭和第二年法律第一号)第九條第一項」に改める。

第六十五条第一項中「水産動植物の繁殖保護」及び第五号から第七号までを削り、同條第四項中「漁具及び同項第七号の水産植物」を「及び漁具」に改める。

三五六

その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が「四四、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千百二十五倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給についてその年額計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の仮定俸給年額によることとする。但し、恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が三六〇、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千三百倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第三号表

恩給年額計算の基礎となつてない俸給年額	仮定俸給年額
九六、〇〇〇円	一一五、一〇〇円
一〇八、〇〇〇	一一三、一〇〇円
一一〇、〇〇〇	一三九、二〇〇円
一一二、〇〇〇	一四五、六〇〇円
一一三、〇〇〇	一八一、二〇〇円
一一五、〇〇〇	二一九、八〇〇円
一一六、〇〇〇	二九八、八〇〇円
一一七、〇〇〇	三一四、四〇〇円
一一八、〇〇〇	三四〇、二〇〇円
一一九、〇〇〇	四〇三、二〇〇円
一二〇、〇〇〇	四四七、六〇〇円
一二一、〇〇〇	四九四、四〇〇円
一二二、〇〇〇	五四六、〇〇〇円
一二三、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇円
一二四、〇〇〇	六三六、〇〇〇円
一二五、〇〇〇	六八四、〇〇〇円
一二六、〇〇〇	七一〇、〇〇〇円
一二七、〇〇〇	七六八、〇〇〇円
一二八、〇〇〇	八一〇、〇〇〇円
一二九、〇〇〇	八五〇、〇〇〇円
一二一〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇円

副検事に係る恩給でその年額計算の基礎となつてない俸給年額が一〇八、〇〇〇円未満の場合は、これを切り捨てる。

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

公職に関する就職禁止、退職等に係る規定の附録に掲載

公職に関する就職禁止、退職等に係る規定の附録に掲載

該当事者の指定の解除に関する法律

(解除)

第一條 内閣総理大臣は、公職に関する就職禁止、退職等に関する命令(昭和二十一年勅令第一号。以下「令第一号」という。)の規定による覚書該当事者としての指定を受けた者(団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)第十二条の規定により令第一号による覚書該当事としての指定を受けたものとみなされた者を含む。以下「覚書該当事」という。)につき、その指定が著しく不公正であると認めるに至つたときは、次條第一項の規定による申請に基いて、その指定を解除することができる。

(解除の申請)

第二條 覚書該当事者(覚書該当事が死亡者であるときは、その者の遺族その他の縁故者)は、内閣総理大臣に対し、当該指定を著しく不公正と想料する理由を明記した書面により、必要な証拠書類を添附して、前條の規定による指定の解除を申請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申請を受け取ったときは、すみやかにこれを公職資格訴願審査会に送付するものとする。

(指定の失効)

第三條 覚書該当事者について指定の解除があつたときは、当該指定は、解除のあつた日以後、その効力を失う。

(公私との恩給、年金等を受ける権利又は資格)

第四條 覚書該当事者について指定の解除があつたときは、その者に係る公私との恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格は、指定の解除のあつた日において必ず回復する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(公表)

第五條 内閣総理大臣は、覚書該当事について指定の解除をしたときは、直ちにこれを公表しなければならない。

(公職資格訴願審査会)

第六條 第一條の規定による指定の解除につき内閣総理大臣の諮問に応じ、その意見を答申させるため総理府の附屬機関として公職資格訴願審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第七條 審査会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者から内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審査会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。

5 委員長は、会務を総理する。

(審査会の議事)

第八條 審査会は、委員長を含み委員の過半数で決し、可否同数のときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議員長の決するところによる。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 令第一号の一部を次のように改める。

3 第四条の二、第四条の三及び第五条第三項を削る。

4 第四条の二、第四条の三及び第五条第三項を削る。

5 第四条の二、第四条の三及び第五条第三項を削る。

第六條 第二條第一項の規定による申請書又は証拠書類として、重要な事項について虚偽の記載又は事實をかくした記載のあるものを提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

第七條 第二條第一項の規定による申請書又は証拠書類として、重要な事項について虚偽の記載又は事實をかくした記載のあるものを提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

第八條 第二條第一項の規定による申請書又は証拠書類として、重要な事項について虚偽の記載又は事實をかくした記載のあるものを提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

第九條 審査会は、審査のため必要

第十五條第一項の表中國土総合開発審議会の項の次に次のように

公職資格訴願審査会
公職に関する就職禁止、退職等に
関する勅令の規定による覚書該當
者の指定の解除に関する法律案
規定期による覚書該當者の指定の解除に関する法律(昭和二十六年法律第
号)に基づきその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

公職に関する就職禁止、退職等に
関する勅令の規定による覚書該當
者の指定の解除に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決
した。よつて国会法第八十三條によ
りこゝに送付する。

昭和二十六年十一月二十一日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林譲治殿

公職に関する就職禁止、退職等に
関する勅令の規定による覚書該當
者の指定の解除に関する法律案
指定の解除に関する法律案(内閣提
出、参議院送付)に関する報告書

[青木正君登壇]

○青木正君 ただいま議題となりま
した二つの法律案について、内閣委員会
における審議の経過並びに結果を御報
告申し上げます。

まず恩給法の一部を改正する法律案
について申し上げます。本案において改
正を加えんといたしました事項は、次の
二点は、さきに本院を通過し、た
だいま参議院において審議中であります
す。国家公務員の給與に関する改正法律
案が制定公布になりますと、公務員
の俸給支給水準が本年十月一日から引
上げられるのであります。これに対応
いたしまして、本年九月三十日以前に

退職いたしました公務員の恩給を本年
十月分から増額改訂して、恩給の支給
水準を統一調整いたそととするもので
あります。

第二点は、普通恩給年額五万円以上
で、恩給外の所得年額が二十五万円を
越える多額所得者の恩給一部停止に關
するものでありまして、普通恩給の增
額並びに経済事情の推移にかんがみま
して、その基準金額をそれべ六万五
千円及び三十三万円に引き上げ、現行法
のよしな割合で普通恩給の一部停止を
行はんとするものであります。

第三点は、日本専売公社の職員の俸
給の増額は、一般公務員の場合より遅
れて本年四月一日から実施せられ、本
年の一月から三月までの間は増俸額に
相当する金額を一時に支給せられたの
であります。この間に退職した者及
びその遺族の恩給は、本年四月一日以
後に退職した者との間に不均衡を生じ
てゐるのであります。よつて、これら
の者を本年四月以後に退職した場合と
同様に取扱うことにするために所要の
規定を設けようとするものであります。
す。

以上が本案の概要であります。

[副議長退席、議長着席]

本案は、十一月十七日、本委員会に
付託せられ、政府の説明を聞き、審議
を行ひ、十一月二十一日、討論省略。

加える。

採決の結果、全会一致をもつて原案の
通り可決すべきものと認決いたした次
第であります。

次に、公職に関する就職禁止、退職
等に関する勅令の規定による覚書該當
者の指定の解除に関する法律案につ
いて申上げます。

覚書該當者の指定の解除は從來數次
にわたり行われたのであります。特
に今年六月の昭和二十二年勅令第一号
の改正によりまして、指定が公正を矢
くと認められたるものについては内閣
総理大臣が指定を取消し得ることにな
り、十月三十一日をもつて、十九万三
千余名の覚書該當者中十七万七千余名
に対する指定の取消しが行われたの
であります。本案は、いまだその解除
を受けない約一万八千名について指定
解除に関する訴願の道を開き、陳述の
機会を與えんとするものであります。

しかし、指定解除の措置は十分慎重
を期すべきことでありますから、特に
解雇に関する訴願の道を開き、陳述の
機会を與えんとするものであります。

[賛成者起立]

○議長(林譲治君) 起立多數。よつて
本案は委員長報告の通り可決いたしま
す。本案を委員長の報告の通り決す
るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林譲治君) 日程第九、裁判所
職員定員法等の一部を改正する法律案
を改正する法律案(内閣提出)

〔最終号の附録に掲載〕

「異議なし」と呼ぶ者あり」
ます。よつて本案は委員長報告の通り
可決いたしました。

次に日程第八につき採決いたしま
す。本案の委員長の報告は可決であり
ます。本案を委員長の報告の通り決す
るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林譲治君) 日程第九、裁判所
職員定員法等の一部を改正する法律案
を議題といたします。委員長の報告を
求めます。法務委員会理事押谷富三
君。

〔押谷富三君登壇〕

1 この法律は、昭和二十七年一月一
日から施行する。

2 改正後の裁判所職員定員法第二
條の規定による定員をこえる員数
の職員は、昭和二十七年六月三十
日までの間は、定員の外に置くこ
とができる。

3 この法律の施行に基く定員の改
正により、昭和二十七年一月一日
から同年六月三十日までの間にお
いて降任され、免職されその他不
利益な処分を受ける者について
は、裁判所職員臨時指置法(昭和
二十六年法律第 号)の規定
にかかるらず、国家公務員法(昭
和二十二年法律第百二十号)第八
十九條から第九十二條までの規定
は、準用しない。

○押谷富三君登壇

裁判所職員定員法等の一部を改正
する法律案

〔押谷富三君登壇〕

裁判所職員定員法等の一部を改
正する法律案

〔最終号の附録に掲載〕

第一條 裁判官以外の裁判所の職
員(執行吏、非常勤職員、二箇
月以内の期間を定めて雇用され
る者及び休職者を除く)の員数
は、二万四百三十五人とする。

第二條 裁判所法(昭和二十二年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第五十五條第一項及び第五十六
條の二第一項中「別に法律で定め

る員数の」を、第五十七條第一
項、第五十八條第一項及び第六十
條から第六十一條の五までの各第
一項中「通じて別に法律で定める
員数の」を削る。

附則

して裁判所法の一部を改正することを目的とするものであります。従来、裁判官以外の裁判所職員の定員につきましては官職別に定員が定められておりまして、雇員及び用人にについては、裁判所法の規定との関連において員数の定めがなく、單に予算面で制限されておつたにすぎなかつたのであります。が、今般これを、行政機関職員定員法と同様に、雇員及び用人をも含めてその総員数を一括した定員法に改正せんとするものであります。しかして、今般国家の要請に基いて事務の簡素化、能率化を促進することによって、結局司法研修所教官、裁判所事務官、その他雇員、用人について、合計八百九十九人の定員を減少することいたしました。

さて委員会の審議につきましては、現在各種裁判事件は全般的に増加の傾向にあり、かつ裁判の促進が叫ばれてゐる折から、人員整理は訴訟促進を妨げるのでないかという質問があつたのであります。裁判所側からは、今回の整理は、國家財政に協力するためやむを得ない処置であつて、裁判に直接関係のある職員は含まれてないから、現状維持には何ら支障がない旨の答弁があつたのであります。

かくて討論に入り、自由党より原案に対し賛成、日本社会党、日本共産党より反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、多數をもつて政府原案の通り可決いたしました。

○議長(林謙治君) 右御報告いたします。(拍手)

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

本案は委員長報告の通り可決いたしました。文部委員会理事若林義孝君。

第十 博物館法案 (若林義孝君外
九名提出)

○議長(林謙治君) 日程第十、博物館法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事若林義孝君。

博物館法案

目次

第一章 総則(第一條—第九條)

第二章 登録(第十條—第十七條)

第三章 公立博物館(第十八條—第二十六條)

第四章 私立博物館(第二十七條—第二十八條)

附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を收集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆に對して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行ひ、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させるること。

等に資するためるために必要な事業を行ふ、あわせてこれらの資料に關する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第二百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人若しくは宗教法人が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第三十四條の法人又は宗教法人の設置する博物館をいう。

(博物館の事業)

第三條 博物館は、前條第一項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。

1 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

2 分館を設置し、又は博物館資料を當該博物館外で展示すること。

3 一般公衆に對して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行ひ、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

五 博物館資料の保管及び展示等に關する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に關する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に關する講演会、周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)の催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

九 他の博物館、国立博物館、国立科学博物館等と緊密に連絡し、協力し、刑行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に關する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

十一 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

十二 館長は、館務を掌理し、所屬職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

十三 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の收集、保管、展示及び調査研究その他のこれと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 学芸員は、そのつかさどる専門的事項の区分に従い、人文科学学者又は自然科学研究員と称すことができる。

6 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

7 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員及び学芸員補の資格)

第五條 左の各号の一に該当する者は、文部省令の定めるところにより人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有する。

一 学士の称号を有する者で、大學において博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 学士の称号を有する者で、第六條の規定による学芸員の講習に於いて博物館に関する科目の単位を修得したもの

三 大学に二年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

四 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得し、三年以上学芸員補の職にあつた者で、第六條の規定による学芸員の講習に於いて博物館に関する科目の単位を修得したもの

五 六年以上学芸員補の職にあつた者で、第六條の規定による学芸員の講習において博物館に関する科目の単位を修得したもの

- する科目的単位を修得したもの
- 2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。
- 3 第一項各号の規定により大学又は学芸員の講習において修得すべき博物館に関する科目的単位は、文部省令で定める。

(学芸員の講習)
第六條 学芸員の講習は、文部大臣の委嘱を受けた大学が行う。
2 前項の講習に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(指導、助言)

第七條 文部大臣は、都道府県の教育委員会に対し、都道府県の教育委員会は、市(特別区を含む)以下同じ。(町村の教育委員会及び私立博物館に対し、その求めに応じて、博物館の設置及び運営に関する専門的、技術的な指導又は助言を與えることができる。

(設置及び運営上望ましい基準)
第八條 文部大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

- (博物館資料の輸送運賃及び料金)
第九條 博物館資料の日本国有鉄道による輸送に關する運賃及び料金については、国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第二百二十二条)第八條の規定の適用があるものとする。
- 第二章 登録
- (登録)
第十條 地方公共団体又は民法第三十四条の法人若しくは宗教法人が、博物館を設置しようとするときは、は、該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。
- (登録の申請)
第十一條 前條の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。
- (登録要件の審査)
第十二條 都道府県の教育委員会は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていた場合は、同條第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。
- 2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

- 第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨を記載した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。
- 2 公立博物館にあつては、設置
- (博物館資料の輸送運賃及び料金)
第九條 博物館資料の日本国有鉄道による輸送に關する運賃及び料金については、国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第二百二十二条)第八條の規定の適用があるものとする。
- 第二章 登録
- (登録)
第十條 地方公共団体又は民法第三十四条の法人若しくは宗教法人が、博物館を設置しようとするときは、は、該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。
- (登録の申請)
第十一條 前條の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。
- (登録要件の審査)
第十二條 都道府県の教育委員会は、前條の規定による登録の申請があつた場合は、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項又は同條第二項に規定する添付書類の記載事項について変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消をしたときは、当該博物館の設置者に対する登録事項等の変更

- 2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項又は同條第二項に規定する添付書類の記載事項について変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。
- (登録の取消)
第十五條 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。
- (規則への委任)
第十六條 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に關し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

(報告の義務)

第十七條 郡道府県の教育委員会は、文部大臣に対し、その求めに応じて、当該教育委員会において登録した博物館に關し必要な事項について報告しなければならない。

第三章 公立博物館

(設置)

第十八條 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の條例で定めなければならない。

2 前項の條例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会

法(昭和二十三年法律第二百七十九号)第六十一条に規定する事件の例による。

(所管)
第十九條 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)
第二十條 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に、館長に対し意見を述べる機関とする。
第二十一條 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係

者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二條 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の條例で定めなければならない。

2 前項の條例については、第十八條第二項の規定を準用する。

2 博物館協議会の委員については、社会教育法第十五條第三項及び第四項並びに第十九條の規定を準用する。

(入館料等)

第二十三條 公立博物館は、入館料その他の博物館賃料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができると。

(補助金の交付その他の援助)

第二十四條 国は、博物館の健全な発達を奨励するため必要があると認めるときは、博物館を設置する

一 当該博物館について、第十四條の規定による登録の取消があつたとき。

二 地方公共団体が当該博物館を認めると、博物館を設置する

内で、その維持運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要な援助を行う。

第二十五条 前條の規定による補助金の交付を受けたとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第十七條 都道府県の教育委員会は、博物館に關する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めるこ

とができる。

2 前項の規定による補助金交付の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六條 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

(施行期日)

第二十七条 第二項第三号から第五号までに規定する学芸員補の職には、文部大臣の指定する博物館に相当する施設における学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

五 第五條第一項第三号から第五号までに規定する学芸員補の職には、文部大臣の指定する博物館に相当する施設における学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

2 第五條第一項第一号に規定する学士の称号を有する者には、旧大學令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

3 第五條第一項第四号に規定する大學に二年以上在学し、六十二單位以上を修得した者には、旧大學令、旧高等学校令(大正七年勅令

第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者及び文部省令でこれらの人と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

4 第五條第一項第三号から第五号までに規定する学芸員補の職には、文部大臣の指定する博物館に相当する施設における学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

六 左の各号に掲げる者は、第五條の規定にかかるわらず、この法律施行後三年間は、文部省令の定めるところにより人文科学学生員又は自然科学研究員となる資格を有するものとする。

2 第五條第一項第四号に規定する規定にかかるわらず、この法律施行後三年間は、文部省令の定めるところにより人文科学学生員又は自然科学研究員となる資格を有するものとする。

昭和二十六年十一月二十二日 業議院会議録第十八号 博物館法案

三六三

一 旧大学令による学士の称号を有する者又は文部省令でこれらとの者と同等以上の資格を有するものと定められた者で、博物館において学芸員補の職務に従事し、又は文部大臣の指定する博物館に相当する施設において学芸員補の職務に相当する職務若しくはこれと同等以上の職務に従事し、その従事期間が通じて一年以上であるもの

二 旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学予科、旧高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定められた者で、博物館において学芸員補の職務に従事し、又は文部大臣の指定する博物館に相当する施設において学芸員補の職務に相当する職務若しくはこれと同等以上の職務に従事する博物館に相当する施設に従事して、その従事期間が通じて一年以上であるもの

四 都道府県の教育委員会の推薦に基いて、文部大臣が前三号に掲げる者と同等以上の資格を有するものと認定した者

前項第三号又は第四号の規定により学芸員となる資格を有する者は、この法律施行後三年以内に第六條の規定による学芸員の講習において第五條第一項第五号及び第三項に規定する博物館に関する科目の単位を修得した場合においては、この法律施行後三年を経過した日以後においても、第五條の規定にかかわらず、文部省令の定めるところにより人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有するものとする。

八 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村について、教育委員会が設置されるまでの間、第七條中「市(特別区)を含む。」以下同じ、「町村の教育委員会」と、第八條中「教育委員会」と「最終号の附録に掲載」

○若林義孝君 太だいま議題となりました。若林義孝君登壇

十九條及び第二十一條中「地方公共団体の教育委員会」とあるのは、「地方公共団体の長」と読み替えるものとのとす。

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改定する。

第七十五条第三項中「これらに類する場所」の下に「(博物館法(昭和二年法律第二号)第二條第一項の博物館を除く)」を加える。

第二百九十六条中「私立学校法第六十四条第四項の法人」の下に「博物館法第二條第一項の博物館を設置する」と主たる目的とする民法第三十四條の法人」を加える。

三百四十八條第一項第八号中「並びに民法第三十四條の法人」を「民法第三十四條の法人」に改め、「図書館において直接その用に供する固定資産」の下に「及び同様の法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二條第一項の博物館において直接その用に供する固定資産」を加える。

本案は社会教育法第九條の規定に基づいて立法されたもので、いわば、図書館の姉妹編とも称すべきものであります。博物館は図書館、公民館とともに社会教育の場としてきわめて重要な施設でございますが、図書館、公民館についてはそれべ法的根拠がございまして、現在活発な教育活動を展開しているのに引きかえ、博物館についているのを改定することといたします。第三には、博物館の設置について登録制をとつておることとあります。第四には、博物館が教育委員会の所管に属していることを明確にいたしておることであります。第五には、公立博物館については入場税、私立博物館については入場税、私立博物館についても、公立博物館についても、施設定資産税、市町村民税及び入場税の免除をするよう規定し、また公私立博物館について博物館資料の輸送料の割引規定をも設けておることなどであります。

さて文部委員会といたしましては、去る二十日、本案が委員会に付託せられた後、昨二十一日慎重に審議をいたしました結果、教育基本法の精神から申しましても本案の趣旨はきわめて妥当なものであり、また世論の熱心なる要望から申しましても、本案のすみやかななる成立はまことに時宜に適したものであるとの見解が主流を占めました。

討論に入りまして、官僚統制的の運営にならないよう、補助金の配分を公平にするため適切なる措置を講ずるよ

昭和二十六年第十一月二十二日 民議院會議録第十八号 漁港法の一部を改正する法律案

剩余金のうち國が負担し、又は補助する割合に相当する額を國に返還しなければならない。

(負担金又は補助金の還付等)

第二十四條の四 農林大臣は、第一十條第二項、第三項又は第四項の規定により國の負担金又は補助金の交付を受ける者が、左の各号の一に該當する場合には、その者に対し、当該負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず、又はその返還を命ずることができる。

第一二十二條第一項の規定による変更、廢止又は停止の許可を受けたとき。

第一二十三條第一項の規定による指示に違反したとき。

第一二十三條第二項の規定により変更、廢止又は停止を命ぜられたとき。

第一二十三條第三項の規定により許可を取り消されたとき。

第一二十三條第三項の規定による目的以外の目的に使用したとき。

第二十五條第四項中「第一項の規定により漁港管理者の指定をしようとするとき、又は」を削る。
第二十六條中「責に任する。」を「責に任ざる外、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行ふものとする。」に改める。

第二十九條第四項第一号中「互選せられた者七人」を「当該漁港の所在地の市町村長が関係水産業協同組合の意見を徴して推薦した者について、漁港管理者が任命した者七人」に改め、同條第五項中「互選し、又は」及び同條第九項を削る。

第三十條の見出しを「(委員の罷免)」に改め、同條第一項及び第二項を削り、同條第三項中「第一」十八條第四項第一号の委員以外の「を削り、同項を第一項とし、同條第四項を第二項とする。

第三十一條第一項中「及び前條」を削る。

附則中第四項を第五項とし、第二項及び第三項をそれぞれ一項ずつ繰り下げる、第一項の次に次の二項を加える。

2 国以外の者が北海道において漁港修築事業を施行する場合には、基本施設(第四種漁港におけるけい留施設を除く)については、当分の間、第二十條第二項又は第三項に定める割合によらず、外かく施設又は水域施設の修築に要する費用はその全額を、けい留施設の修築に要する費用はその百分の七十五を、国が第三種漁港及び第四種漁港又は第一種漁港及び第二種漁港の区分に従いそれぞれ負担し又は補助する。この場合には、同條第四項中「前二項」とあるのは

「前二項又は附則第二項」と、同條第五項中「第二項又は第三項」とあるのは「第二項若しくは第三項又は附則第二項」と、第二十四條の三及び第二十四條の四中「第二十條第二項、第三項又は第四項」とあるのは「第二十條第二項及び附則第二項又は附則第三項」と読み替えるものとする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十條第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。
この法律は、公表の日から施行する。但し、第二十條第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。
この法律は、公表の日から施行する。但し、第二十條第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。
この法律は、公表の日から施行する。但し、第二十條第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

○富永格五郎君登壇
富永格五郎君登壇する。但し、第二十條第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

○富永格五郎君登壇
富永格五郎君登壇する。但し、第二十條第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

務の円滑化をはかるとともに、北海道における漁業の発展をはかるため、漁業経営の安定により國家経済に寄與しようとするものがこの理由であります。次に本案の内容を申し上げますと、その第一点は、漁港施設で他の工作物と効用を兼ねるものに対しては、その事業費の負担については漁港修築事業の施工者と工作物の管理者が協議して分担するようにしたのであります。第二点は、漁港修築事業に國の負担金または補助金を受けた場合、事業が完成したときは、事業費を清算して農林大臣の認定を受けるようにし、また剩余金が生じた場合は、國の負担または補助の割合に相当する額を國に返還するようになると、事業の変更、廃止または停止の場合には、國の負担金または補助金の全部または一部の返還を命ずるか、または未交付の場合には交付しないと規定したのであります。第三点は、農林大臣が漁港管理者の指定または指定取消しの場合は公聴会を開かなければならぬないようにしてあります。まず本案の提案理由について申上げます。御承知の通り、漁港法は昨年五月一日制定され、一年余施行して参ったのであります。その実施において定めのとおりに実行いたしましたが、公聴会を開いて再度の審査の手続を経る必要はないので、指定の場合に公聴会を開くという規定は削除したのであります。

第四点は、漁港管理会の委員の選任であります。但し、漁業代表者である委員七名の選任については選挙制をやめまして、市町村長が関係水産業協同組合の意見を徴して推薦した者の中から漁港管理者が任命するようにいたしました。実態に沿わない煩瑣な選挙制を改めたのであります。

第五点は、北海道の漁業の発達を促進するため、北海道における漁港及び漁港施設を整備することを認めまして、漁港施設中の外郭施設及び水域施設については全額國庫負担とし、繕留施設については、第四種漁港を除いて、漁港施設中の外郭施設及び水域施設に引上げることにしたのであります。以上がこの法案の要旨であります。

本案は、十一月二十日當委員会に付託となりまして、二十二日の當委員会におきまして、慎重審議をいたしまして、討論を省略して採決いたしましたところ、共産党を除く全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告を終ります。(拍手)

○議長(林誠治君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決する

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林議長) 起立多數。よつて

本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五分散会

出席國務大臣
國務大臣 益谷 秀次君
出席政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
大蔵政務次官 西川甚五郎君
文部省初等中等教育局長 辻田 力君
農林政務次官 島村 軍次君
水産庁次長 山本 豊君

出席國務大臣
國務大臣 益谷 秀次君
出席政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
大蔵政務次官 西川甚五郎君
文部省初等中等教育局長 辻田 力君
農林政務次官 島村 軍次君
水産庁次長 山本 豊君

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律

保険業法の一部を改正する法律

旅券法

一、去る十七日本院は第十二回国会の会期を十一月十九日から十一月二十八日まで十日間延長することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。

一、吉田内閣總理大臣から林議長宛、

旅券法

一、去る十七日本院は第十二回国会の会期を十一月十九日から十一月二十八日まで十日間延長することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。

四五〇 坂本 泰良君 人事委員

四五一 青野 武一君 松本 善壽君 尾閑 義一君

四五二 新潟県第一区選出議員 福田 篤泰君 上林與市郎君

地方行政委員 星島 二郎君

法務委員 牧野 實素君 石井 繁九君

理事 二階堂 進君 (理事二階堂進君去る十五日委員辭職) 渡邊 良夫君

外務委員 近藤 鶴代君

人事委員 大西 弘君 八百板 正君

厚生委員 松尾トシ子君

農林委員 井上 良二君

電気通信委員 大西 弘君

議院運営委員 赤松 勇君

人事委員 厚生委員

農林委員 井上 良二君

電気通信委員 大西 弘君

議院運営委員 赤松 勇君

人事委員 厚生委員

農林委員 井上 良二君

電気通信委員 大西 弘君

議院運営委員 赤松 勇君

人事委員 厚生委員

農林委員 井上 良二君

電気通信委員 大西 弘君

議院運営委員 赤松 勇君

人事委員 厚生委員

農林委員 井上 良二君

電気通信委員 大西 弘君

議院運営委員 赤松 勇君

人事委員 厚生委員

農林委員 井上 良二君

電気通信委員 大西 弘君

議院運営委員 赤松 勇君

人事委員 厚生委員

農林委員 井上 良二君

電気通信委員 大西 弘君

人事委員 厚生委員

一、去る十九日議長において承認を求めるることについて承認を求めるの件

一、去る十七日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

連合国財産補償法

昭和二十六年十一月二十二日 家議院会議録第十八号 議長の報告

昭和二十六年十一月二十一日 衆議院会議録第十八号 議長の報告

人事委員	星島 二郎君	渡邊 良夫君	金に関する法律の一部を改正する法律案
大野 卓陸君	尾関 義一君	山口シヅエ君	内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地方行政委員	外務委員	福田 篤泰君	院議員提出案を参議院に送付した。
大蔵委員	厚生委員	松尾トシ子君	博物館法案(若林義孝君外九名提出)
農林委員	運輸委員	木村 榮君	漁港法の一部を改正する法律案(雷永格五郎君外十九名提出)
水産委員	岡 良一君	横田甚太郎君	水産資源保護法案(石原圓吉君外十一名提出)
農林委員	門司 亮君	木村 榮君	公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律案
水産委員	理事 竹山祐太郎君(理事竹山祐一、去る二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。)、去る二十日経済安定委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	横田甚太郎君	文化財保護法の一部を改正する法律案
農林委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	木村 榮君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
大蔵委員	大上 司君	永井 逸平君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
通商産業委員	永井 要造君	永井 要造君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
経済安定委員	宮原幸三郎君	宮原幸三郎君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
一、去る二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	大蔵委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	大蔵委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
大蔵委員	大上 司君	永井 逸平君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
通商産業委員	永井 要造君	永井 要造君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
経済安定委員	宮原幸三郎君	宮原幸三郎君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
一、去る二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	大蔵委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
大蔵委員	大上 司君	永井 逸平君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
通商産業委員	永井 要造君	永井 要造君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
経済安定委員	宮原幸三郎君	宮原幸三郎君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
一、去る二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	大蔵委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
大蔵委員	大上 司君	永井 逸平君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
通商産業委員	永井 要造君	永井 要造君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
経済安定委員	宮原幸三郎君	宮原幸三郎君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
一、去る二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	大蔵委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
大蔵委員	大上 司君	永井 逸平君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
通商産業委員	永井 要造君	永井 要造君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
経済安定委員	宮原幸三郎君	宮原幸三郎君	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
一、去る十七日委員会から提出した議案は次の通りである。	大蔵委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
国会議員の歳費 旅費及び手当等に 関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	大蔵委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
外務省設置法案	大蔵委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
織糸価格安定法案	大蔵委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
食糧管理特別会計の歳入不足を補て 心するための一般会計からする繰入	大蔵委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。
以上二件 水産委員会 付託	大蔵委員	太郎君去る十四日委員会辞任につきその補欠)	昨二十一日参議院から受領した同内閣提出案は次の通りである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(第十回国会内閣提出第一六〇号)(參議院送付)

大蔵委員会 付託

一、昨二十一日予備審査のため參議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

文化財保護法の一部を改正する法律案(堀越儀郎君外十九名提出、參法第三号)(予) 文化委員会 付託

一、昨二十一日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

農業共済再保險特別会計における家畜再保險金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案

漁業法の一部を改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

一、昨二十一日參議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件

一、去る十七日提出した緊急質問は次の通りである。

衆議院會議錄第十六号中正誤		正	
頁	段	行	誤
二一	下	五	三級地に含 まれる地域
二五	上	元	三級地に含 まれる地域 以外の地域
二六	下	二	御園村 阿闍村
二九	三	三	阿闍村 御園村
三〇	四	四	十一月一日 引下げを
三一	五	五	十一月十日 引下げとを
三九	三末六	六	来年あるい は来年の
四〇	五八	七	来年の さらには
四一	六末五	八	さらには おること
四〇〇	七	九	おるとこ
四〇一	二末九	七万カロリ	正
四〇二	一末三	リ一	七カロリー
四〇三	二末九	さたので	されたので
四〇四	五五	日下	目下
四〇五	三末二	思ふの	思うので
衆議院會議錄第十七号中正誤		正	
二二	一末三	ははな	ははな
二三	二末七	不要	不安
二四	二七	復興も	復興を
二五	三末一	は説明	説明
二六	三末二	申上	申し上
二七	二末三	ありました	おりました
二八	二末三	つくれたつ	つくつた
二九	二末六	考へない	考へたい
三〇	三	貧官	貪官
正		正	
二二	二末九	需要と	需要を
二三	三	販糸備安定	販糸備格安
二四	四七	法	定法
二五	二末六	販糸備	販糸備
二六	二末六	安定	格安
二七	二	需要	需要
二八	二末七	販糸備	販糸備
二九	二	販糸備	販糸備
三〇	二末六	安定	格安
正		正	
二二	二五	四件法律案	四法律案
二三	二	会計会と	会計と
二四	二五	もので	ものが
二五	五万石	五十万石	五十万石
正		正	
二六	元	延長の会期	議長の報告
正		正	

千島と南樺太の帰屬に關する緊急質問(並木芳雄君提出)

昭和二十六年十一月二十二日　衆議院會議録第十八号

明治二十九年三月三十日第三種郵便物認可

定価
一部
十円
(送料実費)
発行所
東京都新宿区市谷木村町一五
印 刷 厅
電話九段三三三一九〇一
振替東京一九〇〇一善光
官報課